

(表1) 給与所得控除

令和7年8月酒々井町作成

給与等の収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額× 40%-10万円	
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額× 30%+8万円	

※給与収入金額が190万円を超える方は変更ありません。

※給与収入金額は、所得税、住民税、社会保険料が差し引かれる前の金額であり、いわゆる手取り額ではありません。